

仕 様 書

1. 事業名

2025 年度ノートパソコンのレンタル（ATC・二国間協力部）

2. 調達の背景・目的

「アジア医薬品・医療機器トレーニングセンター」（以下「PMDA-ATC」）は、トレーニングセミナーを対面若しくはオンラインにて年に複数回開催している。対面開催ではグループワークの議論において資料の参照、グループ別の発表スライド作成のため、各グループでノートパソコンを使用する。また、オンライン開催においても、適切なウェビナー運営のため複数台のノートパソコンの使用が想定される。ついては、2025 年度に PMDA-ATC で開催するセミナー等の円滑な運営のため、外部アクセスが可能なノートパソコン計 6 台を調達する。

3. 契約期間

契約締結日から 2026 年 3 月 31 日

（レンタル期間は納品日から 2026 年 3 月 31 日）

4. 事業内容

（1）数量

- ・ノートパソコン(タブレット型除く) 6 台

（2）スペック条件

- ・画面解像度：13.3 インチ以上 16 インチ未満、解像度 1920×1080 以上であること。
- ・重量：バッテリーを含み 1.2kg 以下であること。
- ・OS：Windows 11 Professional 64bit が利用可能なこと。
- ・CPU：Passmark CPU Benchmarks 4300 以上
- ・ソフト：Microsoft Excel、Word、PowerPoint（サブスクリプション版ではないもの）
また、Microsoft の Defender もしくはウイルス対策ソフト（無料ソフトを除く）がプリインストールされていること。レンタル期間中に各ソフトを継続して利用できること。
- ・メモリ：8GB 以上
- ・ディスク（内部ストレージ）：SSD 256GB 以上
- ・映像出力：有（HDMI）
- ・内蔵マイク・スピーカー：有
- ・3.5mm ステレオミニジャック端子：有
- ・カメラ：ウェブカメラ内蔵（フロントカメラ）

- ・無線 LAN：内蔵型、IEEE802.11n 及び ac 対応
- ・USB インターフェース：以下を有すること。
USB Type-A インターフェース:2 ポート以上
USB Type-C インターフェース:1 ポート以上(外部に対し給電が可能であること)
- ・光学ドライブ：内蔵含め不要とすること。
ただし、PMDA 所有のものを接続する可能性がある。
- ・付属品：全台数分のマウス及び AC アダプター
- ・Webex meeting を用いた 6 時間程度のオンライン会議を円滑に主催できる機能を備えていること。

(3) メーカー及び機種

- ・受託者が納入しようとするノートパソコンのメーカー又は機種、および導入するソフトウェアにサプライチェーン・リスクが認められる場合、PMDA は交換を指示するため、受託者は別のメーカー又は機種のノートパソコンを用意すること。
- ・本件に関し PMDA に対するサプライチェーン・リスクの確認は、見積書の提出に先駆けて行うことができる。ただし、回答までに一定期間を要することに留意すること。

(4) 保守要件

- ・レンタル期間中は動産総合保険を付帯すること。
- ・レンタル期間中、ノートパソコンに不具合が生じ業務に支障をきたす場合、上記（1）及び（2）を満たす代替品への速やかな交換対応が可能であること。
- ・レンタル期間終了後、端末内に保存された情報を消去しその旨を文書（電子媒体も可能）にて PMDA に報告すること。

(5) 納品

- ・納入期限：2025 年 5 月 19 日（月）
※ただし、やむを得ない事情で納入期限までの納入が難しい場合には、PMDA 担当者と相談して納入日を決定すること。
- ・納入場所：独立行政法人医薬品医療機器総合機構 ATC・二国間協力部
（東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 19 階西）
- ・納入方法：上記納入場所へ発送すること。
- ・インストール作業費、返却時梱包資材、輸送費等一切の費用を含めること。

5. 検収条件

4.（1）～4.（3）に記載の機器及びソフトウェア等の全ての納品完了をもって検収合格とする。ただし、検収後に、納品した機器等に不備が生じた場合は、受託者の責任において、その権利の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約にかかる一切の手続きを行うこと。

6. 基本事項

(1) 民法、刑法、著作権法、不正アクセス禁止法、個人情報保護法等の関連法規を遵守することとはもとより、下記の規程を遵守すること。

- ・独立行政法人医薬品医療機器総合機構サイバーセキュリティポリシー
- ・独立行政法人医薬品医療機器総合機構情報システム管理利用規程
- ・独立行政法人医薬品医療機器総合機構個人情報管理規程
- ・協力医療機関が定める情報システム管理利用規程及び個人情報保護規程

(2) 参加制限

以下に掲げる事項に該当する事業者は受託者となれない。

- ① PMDA の CIO 補佐が現に属する、又は過去 2 年間に属していた事業者等
- ② ①の親会社及び子会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規定」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社をいう。以下同じ。）
- ③ ①と同一の親会社を持つ事業者
- ④ ①から委託を受けるなど緊密な利害関係を有する事業者

7. 再委託

受託者は、本受託業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を PMDA 担当者に申請し、承認を受けること。

申請に当たっては、「再委託に関する承認申請書」の書面を作成の上、PMDA 担当者に提出すること。受託者は、機密保持、知的財産権等に関して本仕様書が定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施し、PMDA 担当者に報告し、承認を受けること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。

8. その他

本仕様書に掲げる事項のほか、本業務を遂行するために必要な事項については、PMDA と協議の上、合意した内容によるものとする。

9. 窓口連絡先

住 所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 19 階西

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 ATC・二国間協力部

担当者：ATC・二国間協力部 遠藤、大原、星野

電 話：03-3506-9456

F A X：03-3506-9417

メール：Kokusaibu-chotatsu@pmda.go.jp

※迷惑メール防止対策をしているため●を半角のアットマークに変えてください。